

羅臼町第2期一般廃棄物処理基本計画

第1編 羅臼町ごみ処理基本計画

(平成28年度～平成35年度)



平成28年 3月

北海道 目梨郡 羅臼町

目 次

第1章 羅臼町の概況

1 町の沿革と歴史	1
2 自然・立地条件	1
3 気候	2
4 交通	3
5 人口	4
6 産業	6
7 将来計画	10

第2章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理の広域化	11
2 一般廃棄物収集の流れ	12
3 ごみ収集運搬体制	13
4 ごみの分別・排出	14
5 ごみ処理手数料	15
6 観光客専用ごみ袋	16
7 ごみ処理費用に係る住民負担割合	17
8 ごみ処理量	18
9 資源化量とリサイクル率	19
10 ごみ処理施設	20
11 ごみの不法投棄	23

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針	24
2 計画の目標	25

第4章 基本方針に基づく施策の展開

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | ごみ減量化対策の促進と資源リサイクルの推進 | 26 |
| 2 | ごみの適正処理の推進 | 27 |
| 3 | 環境美化の推進 | 29 |

第5章 計画の推進・点検

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 計画の推進・点検 | 30 |
|---|----------|----|

第1章 羅臼町の概況

1 町の沿革と歴史

町名の「羅臼」は、アイヌ語の「ラウシ」（獣の骨のあるところの意）に由来し、「ラウシ」が「ラウス」に転訛して名付けられたといわれています。

町の歴史は古く、先住民族の住居跡や遺跡も数多く発見されており、地名からもわかるように、海の幸、山の幸の多い土地でした。

漁場の開拓は、江戸時代の安永年間より始められています。目前に広がる海は、太平洋とオホーツク海の交錯する世界でも屈指の水産資源の豊富な地域です。明治以降は富山県、石川県を中心とした本州からの移住者の増加とともに漁場の開拓がなされ、漁業を中心に発展を続けてきました。

1901年（明治34年）には、標津外6カ村戸長役場の区域に属していた植別村が分離独立して、植別村戸長役場が設置されました。その後、1930年（昭和5年）には、現在の町名である羅臼に村名が改称され、戦後は、千島・樺太からの引揚者の受け入れや「魚田開発事業の構想の実施」に基づく、道南方面漁民の受け入れなどにより人口増加を続け、1961年（昭和36年）に町制が施行され現在の羅臼町になりました。

2 自然・立地条件

羅臼町は北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一体は標高1,661mの羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接しています。町の面積は397.72km²で南北に約64km、東西に約8kmと細長い地形で、町域の約95%が森林で占められています。

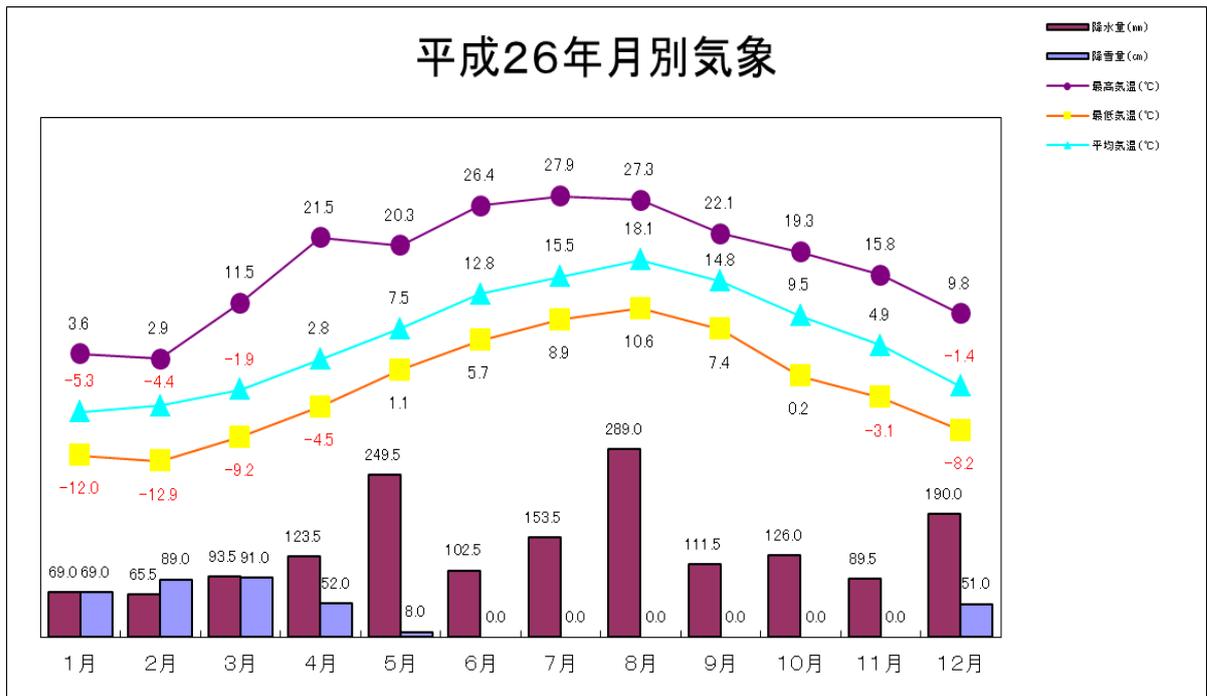
地形は海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成されています。

また、半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されていないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはなりません。知床には手つかずの自然が残され平成17年に世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存しています。

3 気候

気候は平成26年の年間平均気温が6.1度、月別平均気温は1月が最も低くマイナス5.3度、8月が最も高く18.1度、北海道の他の市町村と比較し、海洋の影響を受けて寒暖の差が少なくなっています。また、平成26年の年間降水量は1,663mmで近隣地域と比較しても大きく上回り、全道でも有数の多雨地帯となっています。

そのほか、羅臼町の気候は非常に不安定で、強風が吹くことも特徴です。



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
風速	最大(m/s)	14.8	18	18.4	15.2	14.7	8.5	6.5	5.6	12.7	18.1	8.1	13.2
	平均(m/s)	3.1	3.6	2.7	2.9	2.4	1.7	1.7	1.9	2.6	3.3	2.6	2.8
日照時間(h)		82.5	129.2	123.5	159.7	146.1	113.7	130.6	103.5	115.1	139.3	119.7	93.8

(資料: 釧路地方気象台)

○過去5年間の状況

	降水量 (mm)	気温 (°C)			日照時間 (h)	降雪量 (cm)
		日平均	年最高	年最低		
平成22年	1,594.0	6.4	31.9	-14.9	1,407.4	264
平成23年	1,117.0	5.9	31.7	-14.5	1,458.5	174
平成24年	1,848.0	5.4	27.6	-14.5	1,206.6	454
平成25年	2,056.0	5.7	26.8	-15.7	1,219.6	403
平成26年	1,663.0	6.1	27.9	-12.9	1,456.7	360

※ 観測地点（羅臼町栄町）

4 交通

周辺地域との広域道路体系は、標津から羅臼を結ぶ国道335号と斜里から羅臼を結ぶ国道334号によって形成されていますが、国道334号は冬期閉鎖のため、国道335号が広域的な社会経済活動を担う唯一の通年基幹道路です。また、町中心部から車で1時間程度距離にある中標津空港には、新千歳空港、東京国際空港（羽田空港）との直行便が発着しています。

5 人口

羅臼町の人口は、昭和40年の約9千人をピークとして、近年は減少傾向にあり、平成28年2月末現在の住民基本台帳人口は5,422人となっています。

○人口・世帯数の推移

区分 年度	世帯数 (戸)	人 口 (人)			備 考
		男	女	計	
昭和 40年度	1,882	4,653	4,278	8,931	第10回国勢調査 10月1日
平成 2年度	2,409	3,948	3,857	7,805	第15回国勢調査 10月1日
7年度	2,254	3,717	3,754	7,471	第16回 "
12年度	2,355	3,499	3,457	6,956	第17回 "
15年度	2,230	3,338	3,383	6,721	住民基本台帳人口H16年3月末
16年度	2,231	3,295	3,355	6,650	" H17年3月末
17年度	2,217	3,229	3,268	6,497	" H18年3月末
18年度	2,189	3,159	3,197	6,356	" H19年3月末
19年度	2,158	3,090	3,112	6,202	" H20年3月末
20年度	2,150	3,034	3,067	6,101	" H21年3月末
21年度	2,166	2,988	3,036	6,024	" H22年3月末
22年度	2,146	2,927	2,981	5,908	" H23年3月末
23年度	2,155	2,914	2,964	5,878	" H24年3月末
24年度	2,161	2,859	2,915	5,774	" H25年3月末
25年度	2,156	2,787	2,852	5,639	" H26年3月末
26年度	2,144	2,727	2,776	5,503	" H27年3月末
27年度	2,136	2,690	2,732	5,422	" H28年2月末

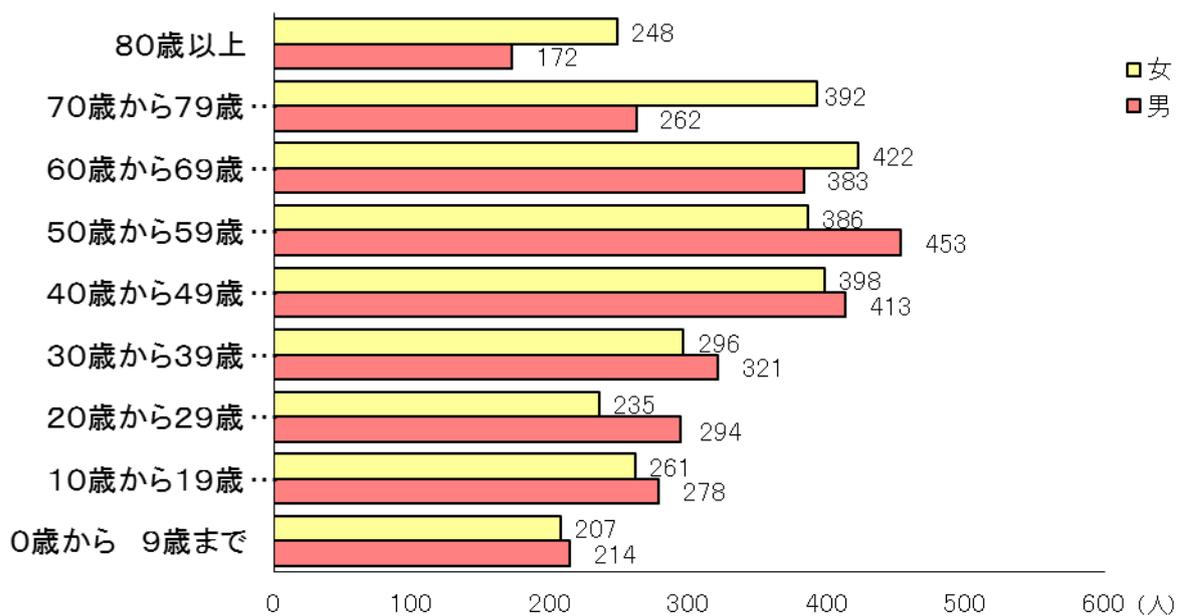
○人口動態の推移

各年 12 月末現在

	自然的人口増減			社会的増減			増減計	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 17 年	65	56	9	173	240	△67	△52	40	16
18 年	41	57	△16	151	234	△83	△74	37	15
19 年	51	65	△14	167	218	△51	△67	35	18
20 年	46	56	△10	158	275	△117	△131	28	17
21 年	38	56	△18	149	236	△87	△97	32	13
22 年	37	58	△21	173	235	△62	△80	35	12
23 年	53	55	△2	142	218	△76	△97	33	14
24 年	53	54	△1	167	190	△23	△24	26	11
25 年	38	59	△21	158	245	△87	△108	39	15
26 年	38	53	△15	151	243	△92	△107	21	11

○10 歳階級別人口

平成 27 年 1 月 1 日現在



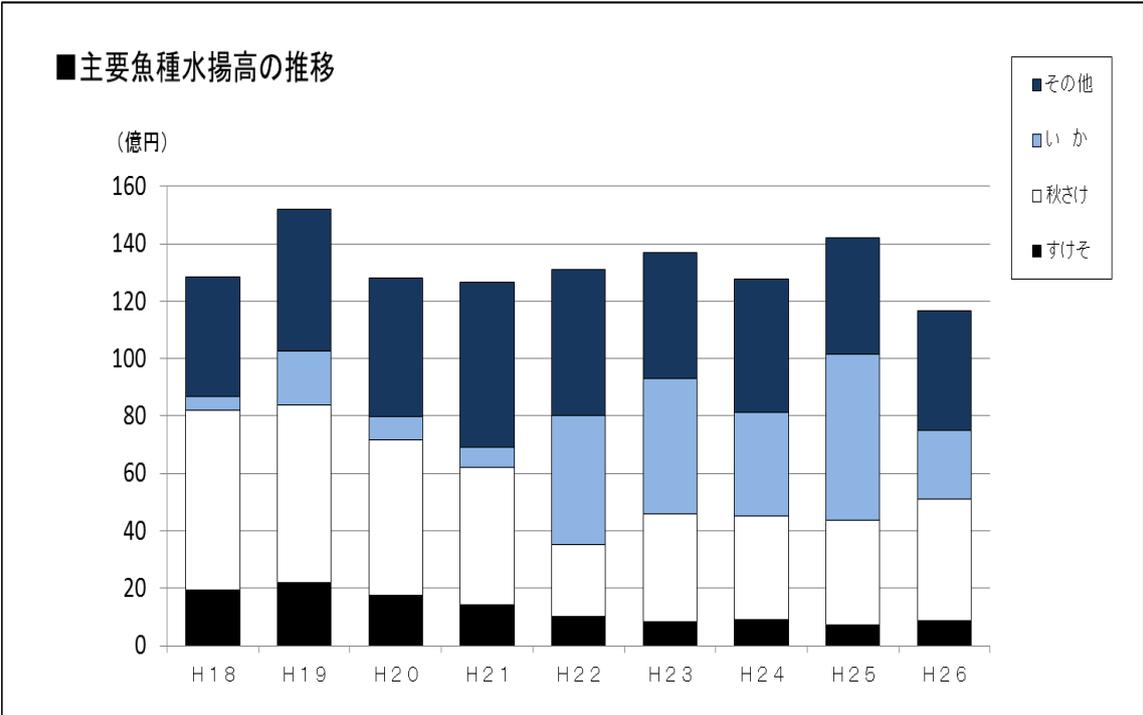
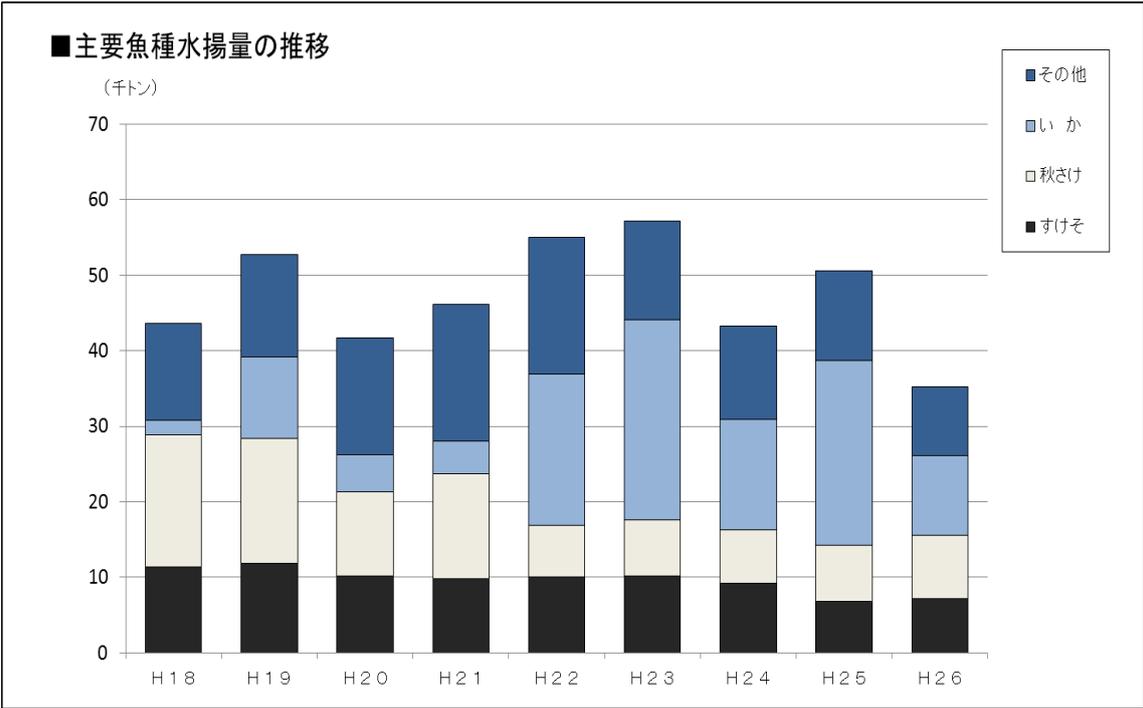
6 産業

羅臼町は、知床の豊かな海を基盤とする漁業の町で、就業人口をみると漁業の割合が突出して高く、製造業に分類される水産加工やサービス業に分類される漁業協同組合を加味すると、就業者の6割以上が水産関連の仕事に就いています。

魚種は豊富で、秋さけ、すけそ、こんぶ、ほっけ、いかなどが中心ですが、かつては流氷の季節に大量に水揚げのあったすけその漁獲量が減少しております。また、ほっけについてもここ数年は極端な不漁となり、ともに資源の枯渇が心配されています。

○産業別 15歳以上就業者数の推移

産業区分	年次	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数		3,999	2,408	1,591	3,732	2,210	1,522	3,404	2,048	1,356
第 1 次産業		1,729	1,135	594	1,553	1,044	509	1,497	1,022	475
	農業	38	22	16	28	16	12	29	17	12
	林業・狩猟業	3	3	0	4	4	0	7	7	0
	漁業	1,688	1,110	578	1,521	1,024	497	1,461	998	463
第 2 次産業		778	486	292	666	379	287	591	340	251
	鉱業	10	9	1	9	8	1	5	5	0
	建設業	323	276	47	192	166	26	155	131	24
	製造業	445	201	244	465	205	260	431	204	227
第 3 次産業		1,491	787	704	1,513	787	726	1,313	684	269
		496	207	289	574	207	367	318	141	177
		46	19	27	38	21	17	38	20	18
		114	91	23	99	82	17	104	84	20
		1	1	0	3	2	1	4	2	2
		644	311	333	614	316	298	678	289	389
		190	158	32	185	159	26	171	148	23
分類不能の産業		1	0	1	0	0	0	3	2	1



○その他の産業

農業は、標津町に隣接した峯浜地区で酪農業が営まれており、工業は水産加工業が中心で、商業は羅臼町市街地を中心としています。

観光客の入り込みは、知床が世界自然遺産登録された前後は増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあり、また、宿泊者は例年観光客総数の1～2割程度で、日帰り通過型の観光形態が多いと言えます。

農家数・乳牛飼育頭数・牛乳出荷量の推移

年度	農家戸数	乳牛頭数	出荷量(t)
H 17年度	11	722	3,194
18年度	11	705	2,841
19年度	9	567	2,960
20年度	9	583	3,010
21年度	10	658	2,985
22年度	10	681	3,279
23年度	10	704	3,280
24年度	10	667	3,272
25年度	9	603	3,056
26年度	9	682	3,063

観光客入込数の推移

年度	入込総数	観光タイプ別内訳	
		日帰り	宿泊
H 17年度	758,102	613,725	144,377
18年度	758,977	650,479	108,498
19年度	688,114	581,175	106,939
20年度	630,734	567,524	63,210
21年度	617,656	546,091	71,565
22年度	599,275	529,850	69,425
23年度	506,844	436,705	70,079
24年度	535,041	458,373	76,668
25年度	513,329	440,450	72,879
26年度	520,530	456,539	63,991

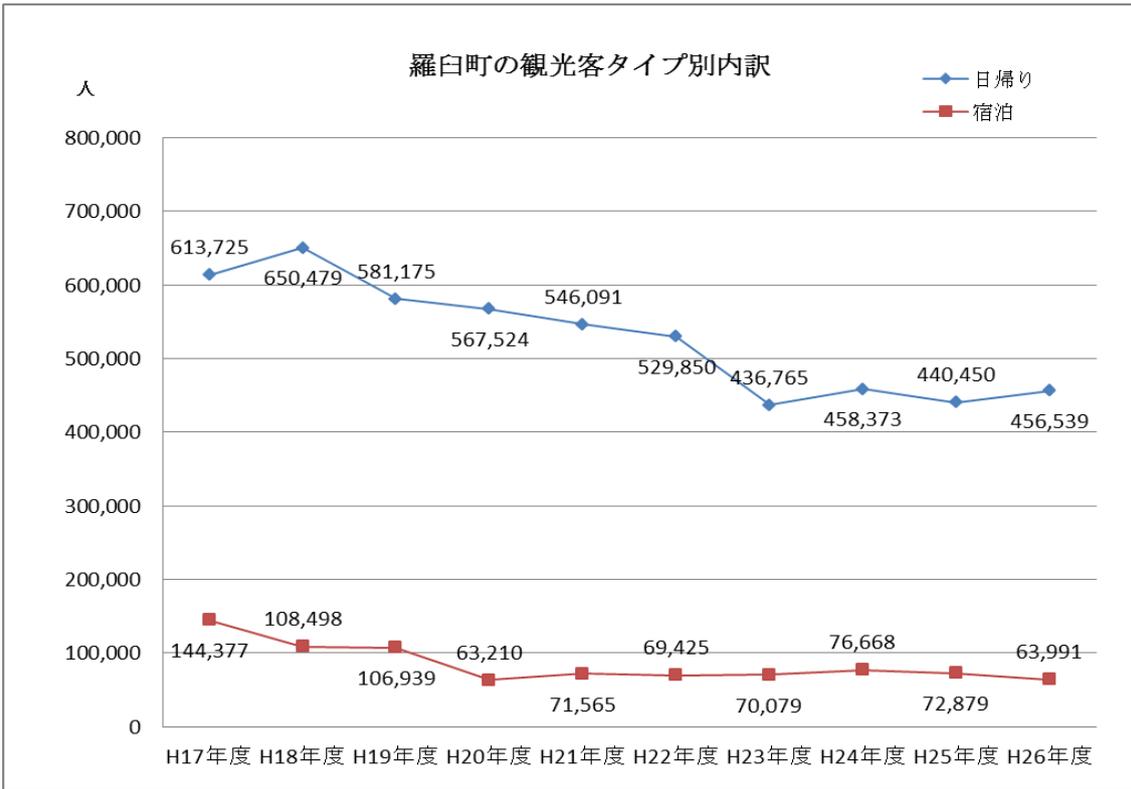
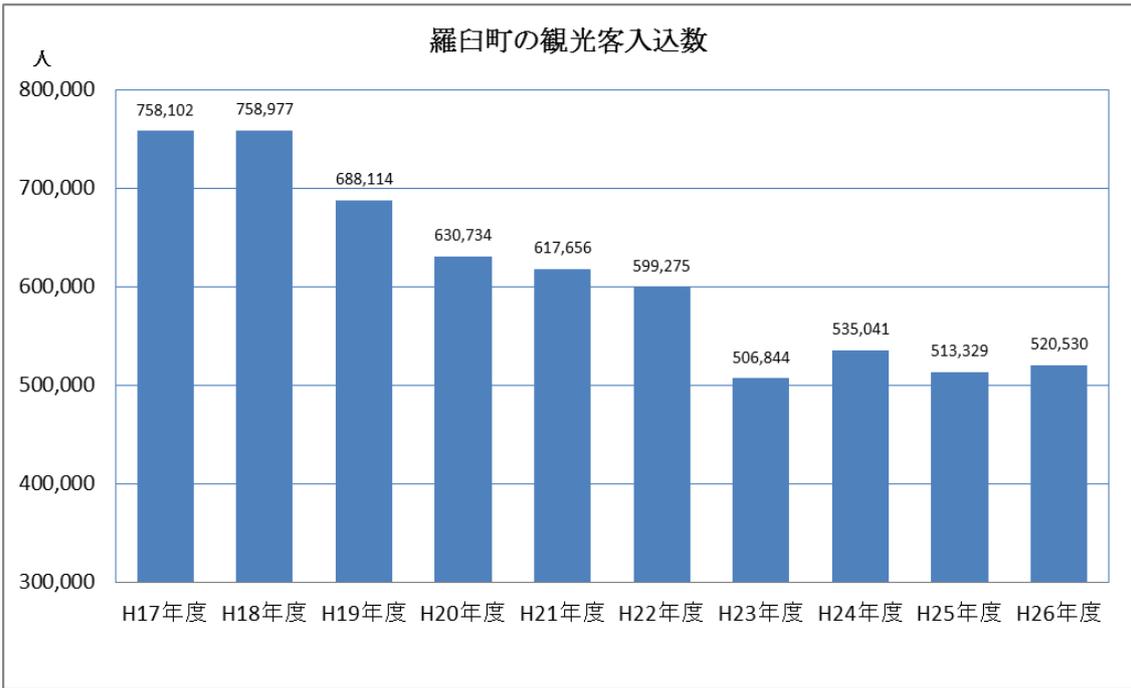
工業の推移

年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額(万円)
H 15年	25	325	919,988
16年	25	363	887,222
17年	22	306	851,489
18年	21	307	1,105,818
19年	22	295	1,652,723
20年	22	313	1,646,790
21年	23	325	1,729,566
22年	22	310	1,415,812
24年	22	331	1,565,812
25年	21	341	1,797,615

商業の推移

年次	商店数	従業者数	年間商品販売額(百万円)
S 57年	110	411	6,778
63年	111	467	13,447
H 3年	106	450	14,267
6年	96	414	9,903
9年	85	424	10,716
11年	89	445	12,359
14年	89	471	12,995
16年	90	467	13,310
19年	83	439	14,520

※平成23年度は調査なし



7 将来計画

羅臼町における総合計画のごみ処理施策を含めた概要は次のとおりとなります。

総合計画名	羅臼町第7期総合計画
計画年度	平成28年度～平成35年度 8ヵ年
将来テーマ	人・まち・自然いきいき 知床創生 ～魚の城下町 らうす～
基本方針テーマ	協働のまちづくり 想像から創造へ 自助・共助・公助 ～協働と役割分担・人材育成～
ごみ処理に関する施策 (抜粋)	【基本方向】 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち 《適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり》 <ul style="list-style-type: none">・ごみの減量化と資源リサイクル運動の推進・不法投棄対策

第2章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理の広域化

近年の社会情勢の変化と年々増大するごみ量とごみ質の多様化により、ダイオキシン類などの公害問題が大きな社会問題となっており、管内4町（別海町・中標津町・標津町・羅臼町）において、ごみ処理の広域化が進められ、根室北部廃棄物処理広域連合を設立し施設整備を行っています。

可燃ごみについては、4町が共同で処理する根室北部広域ごみ処理施設が建設され、平成18年9月より供用開始しています。

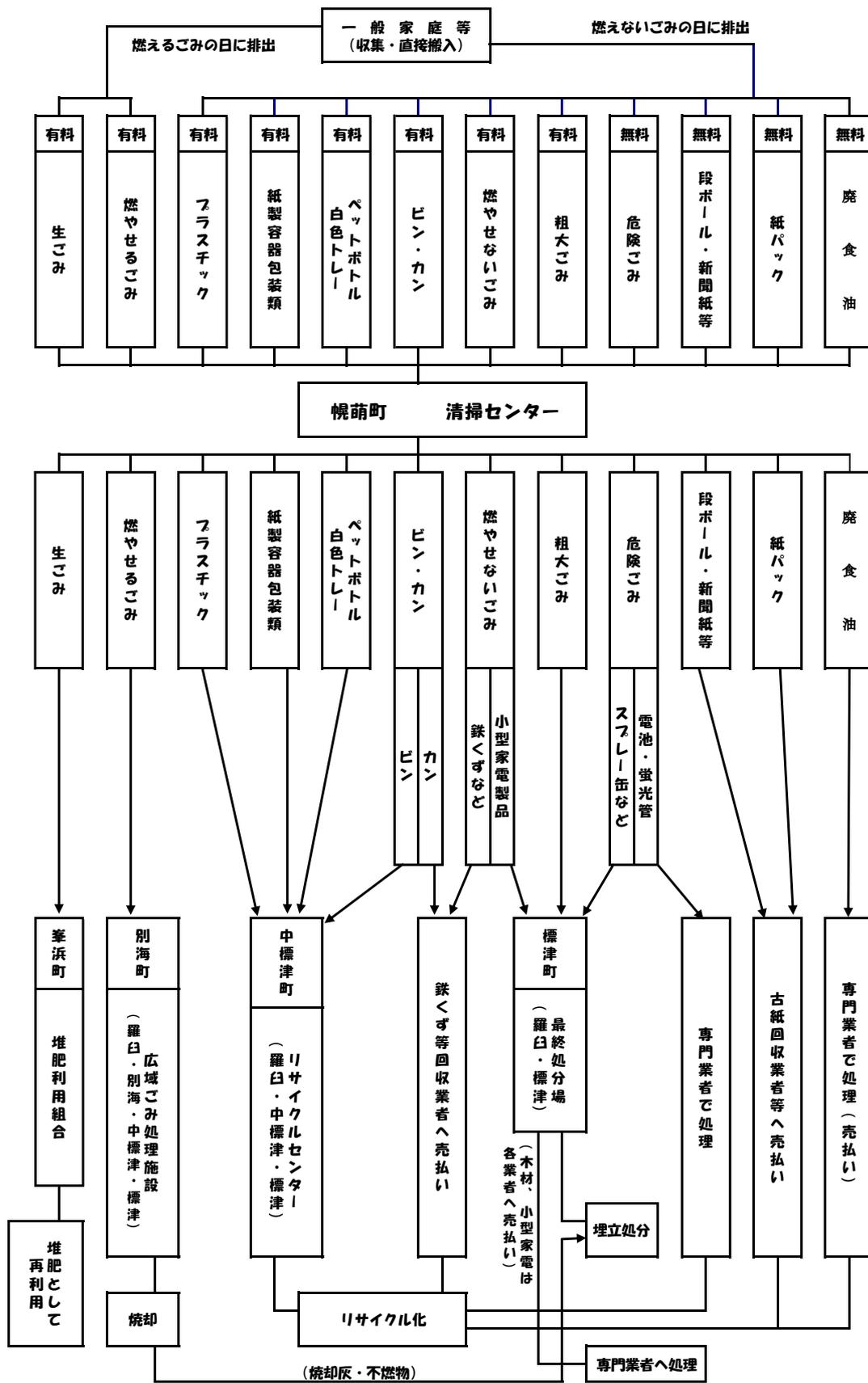
生ごみについては、可燃ごみの削減、広域ごみ処理施設までの搬送経費削減、資源の有効活用が出来ることなどにより、羅臼町単独で羅臼堆肥利用組合に処理を委託しています。

また、資源ごみは3町（中標津町・標津町・羅臼町）によるリサイクルセンターを建設し、最終処分場については、標津町及び羅臼町において共同建設を行い、リサイクルセンターは平成16年7月より、最終処分場は同年8月より供用開始をしています。

○羅臼町が関係する主なごみ処理施設構成自治体

ごみ分類	所在地・施設名	構成自治体
燃やせるごみ	別海町 広域ごみ処理施設	羅臼町・別海町・中標津町・標津町
燃やせないごみ	標津町 最終処分場	羅臼町・標津町
資源ごみ	中標津町 リサイクルセンター	羅臼町・中標津町・標津町

2 一般廃棄物収集の流れ



3 ごみ収集運搬体制

羅臼町のごみ収集については、民間業者 1 社に全面委託して行われており、可燃ごみ（生ごみ・燃やせるごみ）は週 2 回、不燃ごみ（燃やせないごみ・危険ごみ）、資源ごみ及び粗大ごみについては週 1 回、戸別方式により収集しています。

また、峯浜酪農地区及び北浜以北では、可燃・不燃・資源・粗大の全てのごみについて週 1 回（同日）の収集体制をとっていますが、北浜以北については、夏季（7 月中旬～10 月中旬）のみ可燃ごみ週 2 回、不燃ごみ・資源ごみ及び粗大ごみ週 1 回の収集体制をとっています。

なお、各ごみ処理施設までの運搬は、収集業者に全面委託しております。

○平成 28 年 3 月現在の収集地区

収集地区	収集日	
	可燃ごみ	不燃・資源・粗大
幌萌・春日・麻布・ 八木浜（立刈臼川～八木浜会館）	月・木	土
八木浜（八木浜会館～知西別川）・知昭	火・金	木
松法	月・木	火
礼文・本・緑	火・金	月
峯浜・栄（役場～北電付近除く）・湯の沢・ 船見（町道・漁港関連線付近）	月・木	水
栄（役場・北電付近）・富士見・ 船見（町道市街地 2 号線付近）	水・土	火
共栄	火・金	木
海岸・岬	水・土	金
峯浜酪農地区	水	水
北浜以北（7 月中旬～10 月中旬）	水・土	金
北浜以北（10 月下旬～7 月上旬）	金	

4 ごみの分別・排出

ごみの分別・排出方法については、平成14年10月までは、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の2種類でしたが、ダイオキシン排出規制や容器包装リサイクルなどの法律改正により、羅臼町でも平成14年11月から11種類に分別してから排出する方法となりました。

その後、各ごみ処理施設完成までの間、分別区分の変更はありましたが、平成18年9月に根室北部広域ごみ処理施設が完成し、平成19年度から現在の分別方法となっております。

排出については、基本的に町が指定する袋に入れて有料での排出となっておりますが、危険ごみと一部の資源ごみについては、無料で排出することができます。

また、平成23年4月からは廃食油のリサイクルも始まり、以前のように「燃やせるごみ」として排出することも可能ですが、資源ごみとして分別すれば無料で排出できるようになっております。

○一般廃棄物の分別・排出方法一覧表

	分類	内容	排出方法
有 料	生ごみ	残飯、野菜くず、魚の内臓、卵の殻など	指定袋
	燃やせるごみ	紙くず、ゴム類、繊維類など	指定袋
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類など	指定袋
	プラスチック製容器包装	マークのついたプラスチック	指定袋
	紙製容器包装	マークのついた紙製容器	指定袋
	白色トレイ・ペットボトル	白色トレイ、マークのついたペットボトル	指定袋
	ビン・缶	飲料等のビン、アルミ、スチールマークのついた缶	指定袋
	粗大ごみ	家具、布団などの大型ごみ	シール貼り付け
無 料	危険ごみ	電球、蛍光管、ライター、電池など	半透明の袋
	紙パック	牛乳などの紙パック	半透明の袋
	段ボール、新聞紙、雑誌		晴天時に各々束ねる
	食品用油		ペットボトルなどの容器に入れる

5 ごみ処理手数料

平成 15 年 11 月までの羅臼町のごみ処理手数料は、各家庭に何名住んでいるかで設定し、事業所等については、業種や事業所規模により設定された「定額制」となっておりました。

羅臼町では、さらなる「ごみの減量化」・「資源の有効活用」を目指すため、平成 15 年 12 月から「定額制」から現在、各自治体の主流である「従量制」へ見直しました。

○平成 28 年 3 月現在の料金体系

	10 枚あたりの料金							
	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)	容量 (ℓ)	金額 (円)
生ごみ	—	—	20	800	10	400	6	250
燃やせるごみ	45	1,200	20	800	○この料金体系は平成 17 年 9 月より実施。 ○平成 18 年 6 月から生ごみの 60 容器を発売開始し、生ごみの 45ℓ 容器の発売を中止。			
燃やせないごみ	45	1,200	20	800				
プラスチック製容器包装	45	650	20	400				
紙製容器包装	45	650	20	400				
白色トレイ・ペットボトル	45	650	20	400				
ビン・缶	45	650	20	400				
粗大ごみ	20 kg につき 200 円							
危険ごみ	無料							
段ボール・新聞・雑誌								
紙パック								
食品用油								

6 観光客専用ごみ袋

以前より観光客の「ごみ」の受入態勢が不十分なため、観光客からの不満や観光地等でのごみが懸念されておりましたが、この対策として、平成17年7月より観光客専用ごみ袋を導入しました。販売場所は町内の商店や観光施設等で「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類、大きさは10リットル、価格は1枚100円となっております。

しかし、この取り組みは、羅臼町内のみの取り組みになっており、自家用車などで各地を移動する観光客には利用しにくく、キャンプ場利用者以外の観光客には、浸透しきれない状況となっております。

○袋の出荷推移

	キャンプ場 利用者	キャンプ場 利用者以外	合 計
H18	1, 007枚	700枚	1, 707枚
H19	1, 732枚	430枚	2, 162枚
H20	676枚	330枚	1, 006枚
H21	902枚	330枚	1, 232枚
H22	1, 699枚	130枚	1, 829枚
H23	1, 563枚	240枚	1, 803枚
H24	1, 708枚	200枚	1, 908枚
H25	1, 493枚	320枚	1, 813枚
H26	1, 664枚	260枚	1, 924枚

7 ごみ処理費用に係る住民負担割合

広域ごみ処理施設は供用を開始してから10年目を迎え、リサイクルセンター、最終処分場では供用開始から10余年が経過しています。それに伴う設備の経年劣化による修繕費の増加、平成22年度から始まっている各ごみ処理施設の公債費の償還等からごみ処理費用は増加傾向にあります。

近年のごみ処理費用に係る負担割合では、住民等負担は10%前後、資源ゴミの売り払い分が2%程度となっていますが、羅臼町では「国立社会保障・人口問題研究所」「日本創成会議」の両機関の人口推計結果を基に、平成52年には人口が3,000人程度になると推計しており、今後はさらに歳入が下降することが予想され、町財政に大きな影響を与える状況です。

○過去5年間の住民負担割合

区分	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入	住民等負担額	27,767,300	27,843,000	28,357,300	30,103,000	27,382,950
	売り払い額	9,911,844	6,245,647	8,339,760	7,367,348	7,789,434
	計	37,679,144	34,088,647	36,697,060	37,470,348	35,172,384
歳出	ごみ処理費用	264,521,346	273,957,507	300,357,729	274,047,160	284,493,849
差額	税金負担額	226,842,202	239,868,860	263,660,669	236,576,812	249,321,465
負担割合	住民等負担	10.50%	10.16%	9.44%	10.98%	9.63%
	売り払い分	3.75%	2.28%	2.78%	2.69%	2.74%
	税金負担	85.76%	87.56%	87.78%	86.33%	87.64%

8 ごみ処理量

平成 25 年度の羅臼町民の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、1,271 g で全道、全国平均と比較するとごみ排出量が多めに推移しております。

○過去 6 年間の羅臼町、全道及び全国のごみ量

年度	区分	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1 人 1 日当たりの 排出量 (g/人日)	備 考
平成 21 年度	羅臼町	6,060	2,535	1,146	
	全 道	5,546,026	2,099,594	1,037	
	全 国	127,429,340	46,252,373	994	
平成 22 年度	羅臼町	5,948	2,318	1,068	
	全 道	5,536,321	2,060,599	1,020	
	全 国	127,302,032	45,359,048	976	
平成 23 年度	羅臼町	5,951	2,200	1,010	
	全 道	5,496,422	2,024,266	1,006	
	全 国	127,147,323	45,385,340	975	
平成 24 年度	羅臼町	5,869	2,655	1,239	
	全 道	5,493,281	2,012,588	1,004	
	全 国	128,610,440	45,219,625	963	
平成 25 年度	羅臼町	5,683	2,637	1,271	
	全 道	5,460,194	2,019,207	1,013	
	全 国	128,394,006	44,874,130	958	
平成 26 年度	羅臼町	5,543	2,446	1,209	町報告数値
	全 道				H28.3 月現在
	全 国				公表されていない。

(環境省 一般廃棄物処理実態調査より)

9 資源化量とリサイクル率

羅臼町内のリサイクル率は、生ごみを堆肥化していることから、全道、全国と比較しても非常に高いリサイクル率となっております。

○過去6年間の資源化量とリサイクル率

	資源化量	リサイクル率			備考
		町内	全道	全国	
H21	1,214 t	47.9%	20.4%	20.5%	
H22	1,106 t	50.4%	22.8%	20.8%	
H23	1,120 t	50.9%	23.8%	20.6%	
H24	1,580 t	59.5%	23.6%	20.5%	
H25	1,365 t	55.1%	24.0%	20.6%	
H26	1,258 t	51.4%			町報告値

(環境省 一般廃棄物処理実態調査より)

10 ごみ処理施設

(1) 中間処理

① 根室北部広域ごみ処理施設

平成18年9月から「根室北部広域ごみ処理施設」が稼動し、4町（羅臼町・別海町・中標津町・標津町）の可燃ごみの焼却処理が開始されました。

このごみ処理施設は、熱分解ガス化溶融技術を用いた「流動床式ガス化溶融炉」を採用しており、「ごみのエネルギーを利用して経済的な溶融処理が出来る。」、「高温で処理し、ダイオキシン類などの有害物質の排出量が少ない。」、「リサイクルに適した、鉄・アルミ・スラグが回収出来る。」などの特長があります。

また、公害のない安全な施設運営に心がけ環境に配慮した厳しい目標数値を掲げ、運転中の排ガスデータを常時表示する電光掲示板を設置しております。

○施設概要

施設名		根室北部広域ごみ処理施設
所在地		野付郡別海町別海13番地の5
施設規模		62t / 24h (31t / 24h × 2基)
炉形式		流動床式ガス化溶融炉
建築面積	施設本体	4,605.52 m ²
	スラグストックヤード棟	384.42 m ²
	廃ラップストックヤード棟	495.36 m ²
	車庫棟	30.80 m ²
総事業費		4,134,900 千円
着工		平成16年 8月
竣工		平成18年 9月

② 根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンター くるっと

平成16年6月から「根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンター くるっと」が稼動し、3町（羅臼町・中標津町・標津町）の排出された資源ごみの持ち込みをしております。

この施設は、空缶圧縮機、ガラスびん破碎機、その他紙製容器包装・紙パック・その他プラスチック製容器包装・ダンボールの圧縮梱包機、ペットボトル圧縮梱包機、トレー・発砲スチロール減容機を備えた処理施設となっています。

○施設概要

施設名	根室北部廃棄物処理広域連合 リサイクルセンター くるっと
所在地	標津郡中標津町東当幌16番地11
処理能力	資源ごみリサイクルセンター 4.9t/日(5h) 1 空缶選別圧縮設備 2 ガラスびん選別破碎設備 3 ペットボトル圧縮梱包設備 4 その他プラスチック等圧縮梱包設備 5 トレー・発砲スチロール減容設備
敷地面積	8,490 m ²
延床面積・構造	1,398 m ² 鉄骨造一部2階建
着工	平成15年 6月
竣工	平成16年 3月

(2) 最終処分場

○根室北部衛生組合 一般廃棄物最終処分場

平成16年8月から「根室北部衛生組合 一般廃棄物最終処分場」が稼動し、2町（羅臼町・標津町）の排出された一般廃棄物の埋立処理をしています。

この施設は、埋立地の遮水材として耐蝕・耐久性に優れた改良ポリエチレンシートの採用、漏水探知システムの導入や浸出水の処理に膜分離方式を採用するなど随所に最新技術を採り入れ、環境の保全と公害防止に万全を期した施設となっております。

○施設概要

名称	根室北部衛生組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	標津郡標津町字崎無異172番地1
着工	平成15年 6月
竣工	平成16年 7月

○埋立処分地

埋立面積 / 5,400 m²
埋立容量 / 15,000 m³
埋立期間 / 平成16年8月
～平成31年7月（予定）

※平成28年度残余容量調査実施予定

埋立構造 / 準好気制埋立

遮水方式 / 二重シート構造

埋立対象物 / 破碎残渣・焼却残渣

○前処理破碎施設

処理能力 / 3.4 t/5 h

破碎機形式 / 堅型高速回転式破碎機

対象物 / 粗大ごみ・不燃ごみ

選別方式 / 磁力・風力

選別種類 / 鉄類・破碎物類

○浸出水処理施設

処理能力 / 20 m³/日

処理方式 / (水処理)

カルシウム除去+生物脱窒素処理（接触ばっ気）+凝集膜分離

+活性炭吸着+消毒+放流

(汚泥処理)

重力濃縮・貯留+遠心脱水

1.1 ごみの不法投棄及びポイ捨て対策

生活ごみをはじめとし、廃家電製品、自動車のタイヤ、漁業系廃棄物などの不法投棄が町内各所で見受けられます。また、道路沿いには、空き缶やペットボトルなどのごみが散乱し問題となっています。

このことから、羅臼町では環境美化への推進を図るため「羅臼町不法投棄防止条例」を制定し、条例に基づき関係機関と連携を図りながら不法投棄根絶に向け監視や広報による周知などの啓発を実施しています。また、「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を広げることにより、不法投棄の監視の目を光らせています。

不法投棄に対しては投棄者の特定を前提とし問題解決と原状回復を目指し対応しており、投棄者が判明した場合は「羅臼町不法投棄防止条例」第8条に基づき、自主回収及び適正処理を求める措置命令を行い、従わない場合は「同条例」第11条により5万円以下の過料が科せられます。法律では不法投棄をした場合の罰則として、個人では5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が科せられます。しかし、一部の環境美化への意識が低い人による不法投棄やポイ捨ては後を絶たず、清掃ボランティア活動によりきれいになった町が数日も持たないような現状となっています。

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針

近年の社会情勢やライフスタイルの変化により、ごみの量の増加やごみの質の多様化による不適正処理が社会問題となり、全国的な課題となっています。

羅臼町は世界自然遺産のまちとして、環境保全に関する取り組みが今後益々重要となり、快適でうるおいのある生活環境の創造のためにも、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進める必要があります。

そのために、廃棄物の発生を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」からなる3R活動を通じて、環境負荷の低減を目指し、循環型社会の形成を推進するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、環境美化の推進を図ります。

基本方針

- 1 ごみ減量化対策の促進と資源リサイクルの推進
- 2 ごみの適正化処理の推進
- 3 環境美化の推進

2 計画の期間

羅臼町第7期総合計画との整合性を図り、平成28年度から平成35年度までの8ヵ年とします。

3 計画の目標

目標の設定は、平成28年度からスタートする「羅臼町第7期総合計画」における人口の推移を踏まえ、さらに、ごみの減量やリサイクルの推進といった施策の展開、町民の協力と町の取り組み強化により、一層の減量を図ることとします。

なお、計画の推進にあたっては、数値以上の達成を目指していきます。

○人口推計

年度	人口	備考
平成27年度	5,422人	住基人口（平成28年2月末）
平成32年度	5,084人	国立社会保障・人口問題研究所推計
平成35年度	4,825人	目標年度
平成37年度	4,652人	国立社会保障・人口問題研究所推計
平成52年度	3,000人	第7期総合計画人口推計

(1) ごみ排出量に関する目標

平成35年度までに1年間におけるごみの総排出量目標を1,916トン（1人1日当たりのごみ排出量を1,088グラム）とします。

また、リサイクル率については、毎年50%以上となることを目標とします。

※1人1日当たりのごみ排出量を全道の値に近づけるよう、平成26年度の排出量から10%の削減を目標とする。

第4章 基本方針に基づく施策の展開

1 ごみ減量化対策の促進と資源リサイクルの推進

ごみ減量化対策の基本は、ごみを出さないことであり、排出されたごみは出来る限り再資源化することが重要です。

地域住民は生活スタイルを、事業者は経営スタイルを見直すよう、ごみの発生を抑制する意識高揚を図ります。

容器包装廃棄物は、3町（羅臼町・中標津町・標津町）による根室北部廃棄物処理広域連合のリサイクルセンターが供用稼働しているため、この施設の機能を活かして廃棄物循環型の地域社会づくりを推進します。

なお、空き缶については、リサイクルセンターへ持ち込まず、独自に民間業者へ売払いを行い、古紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）についても、空き缶同様、独自に売払いを行います。

また、廃食油のリサイクルも推進します。

（1）家庭での取り組み

家庭においては、ごみを排出する前の減量化や資源化を図るなどの自主的な取り組みが行われることにより、排出抑制効果が期待されております。

ごみの排出抑制を図るため、広報誌等による分別徹底の啓発、無料衣類回収ボックスの周知などの情報提供に努めます。

（2）住民団体との連携

①町内会等との連携

町内会、子ども会や老人クラブなどの団体に自ら古紙回収を実施するよう定着と促進を図り、古紙売払いによる還付金制度を継続し、住民のリサイクルに対する意識向上に努めます。

②女性団体との連携

羅臼町女性団体連絡協議会、羅臼漁協女性部、羅臼町商工会女性部の3団体により「知床スマイル・エコプロジェクト」が組織され、買い物袋持参運動など家庭できるエコ活動を実践していますので、こうした取り組みの協力や支援に努めます。

2 ごみの適正処理の推進

地域の生活環境の保全を図り、環境に配慮したまちづくりを進めるため、ごみを安全で確実に処理することが重要です。

現在、可燃ごみは、4町（羅臼町・別海町・中標津町・標津町）による根室北部廃棄物処理広域連合のごみ処理施設（所在地：別海町）で処理しており、不燃ごみについては、2町（羅臼町・標津町）による根室北部衛生組合の一般廃棄物最終処分場が供用稼働しています。

なお、生ごみについては、羅臼町のみ広域連合のごみ処理施設に持ち込まず、町内の羅臼堆肥利用組合に処理を委託しております。

羅臼町では、平成19年度より現在の分別方法で分別していますが、今後も継続して分別の徹底に取り組めます。

（1）収集運搬体制

排出されたごみは、減量やリサイクルを進める上で、分別の区分ごとに適正に処理されることが求められます。

収集及び各ごみ処理施設への運搬については、全面民間会社に委託を継続し、可燃ごみ（生ごみ・燃やせるごみ）は週2回、不燃ごみ（燃やせないごみ・危険ごみ）及び資源ごみについては週1回、戸別方式による収集体制の維持に努めます。

また、峯浜酪農地区及び北浜以北の収集体制についても、週1回以上の収集体制を継続します。

（2）困難性を伴うごみ処理

家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）、パソコン、自動車、在宅医療系ごみ及びその他危険性や有害性のあるごみについては、町で収集できないため、民間企業や関係機関等と連携を図りながら、適正処理に向けた意識啓発の取り組みを図ります。

（3）多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、減量に関する計画の作成、提出を求めるとともに、排出元及び排出先市町村と協議の上、適切に運搬、処分するよう指導します。

(4) ごみ処理施設

ごみ処理施設については、町単独で施設は保有していません。近年（平成16年～18年）近隣町と広域的に整備し、計画期間内は適正な維持管理が取り組めるよう関係機関等と協議をしていきます。

①中間処理施設

町内で排出されたごみについて、広域連合の中間処理施設や民間の中間処理施設で処理されていることから、適正に対応できるよう広域的な観点に立って、関係機関等と協議、調整を図り適正な処理が推進されるように努めます。

②最終処分場

現在稼働している標津町崎無異地区最終処分場は、平成31年7月で稼働期間である15年を迎え、次期建設場所は協定書により羅臼町に建設することとなっています。しかし、残余容量が十分であるため延命する方向で検討しており、平成28年度に調査を実施し正式な残余容量を把握し、新たな協定の締結および施設の延命措置を行うこととなります。

このことから、一年でも長く施設を使用できるよう、両町でごみの減量化を一層促進しながら、埋立処分量の削減に努めます。

(5) 分別体制

現在は使用済み食用油のリサイクルも始まり、12種類に分別後処理をしており、基本的には現行の体制を維持していきますが、再生可能な廃棄物があれば分別も検討していきます。

(6) ごみ処理手数料

手数料徴収方法については、現行の従量制を維持していきますが、ごみ処理費用が増加傾向にあることと、今後人口減等により歳入が下降し、町財政に大きな影響を与えることが予想されることから、ごみ袋料金の改定の検討をしていきます。

(7) 観光客ごみ袋の推進

平成17年度からこの制度を設けましたが、羅臼町のみでの取り組みでキャンプ場利用者以外の観光客には浸透しきれていない状況です。

近隣市町村と連携した取り組みが難しい状況のなか、この制度では自家用車等で各地を移動する観光客には利用しにくいいため、今後この制度の利便性などについて検証していきます。

3 環境美化の推進

(1) 不法投棄防止対策

不法投棄やポイ捨てなどの不適正処理を未然に防止するため、「羅臼町不法投棄防止条例」に基づき関係機関等と連携しながら監視パトロール、指導など必要な対策を今後も進め、適正な処理へ向けた看板設置や広報誌での周知等、普及啓発の取り組みを図ります。

また、「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を推進し、不法投棄防止に努めます。

(2) 清掃活動に対する支援

連合町内会による「春の町内一斉清掃」が毎年実施され、各学校、各種団体民間企業等による自主的な清掃活動が増えてきています。

こうした清掃活動の輪を広げるため、ごみ袋の提供などの支援に努めます。

第5章 計画の推進・点検

1 計画の推進・点検

本計画に掲げた目標を達成するため、計画の着実な推進と進行管理を行い、達成状況の点検を行います。

また、点検結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

羅臼町ごみ処理基本計画

平成28年 3月

発行：羅臼町

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

tel:0153-87-2115 fax:0153-87-2358

編集：環境生活課